

第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに和泉商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- 2 被災した中小企業者等に対し、経営安定のための資金を貸し付ける。